

桑名市告示第 77 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 21 日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

- 1 都市計画の種類及び名称
桑名都市計画生産緑地地区
桑名都市計画下水道
- 2 都市計画を定める土地の地区
都市計画の図書において表示する。
- 3 縦覧場所
桑名市 都市整備部 都市整備課